

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(福祉指導課) 1
○遊漁規則の一部変更の認可	(漁業管理課) 1
○国土調査の成果の認証	(用地対策課) 3
公 告	
○都市計画の変更の図書の縦覧	(都市計画課) 3
高知県教育委員会訓令	
◎県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令	3
高知県教育長訓令	
◎教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令	3
◎県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令	3
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	3
落札公告	
○落札者等の公告 (2件)	(警察本部会計課) 4
正 誤	
○正誤 (令7・6・17付け 告示)	5

告 示

高知県告示第490号

医療機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和7年7月18日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
竹 本 病 院	四万十市右山1973番地2	令 7 ・ 5 ・ 26

高知県告示第491号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和7年7月18日に次のとおり認可した。

令和7年7月18日

高知県知事 濱田 省司

1 物部川漁業協同組合 内共第509号 第五種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所  
物部川漁業協同組合 香美市土佐山田町山田1865番地
- (2) 漁業権の免許番号  
内共第509号
- (3) 遊漁規則の変更の内容  
第4条第2項の表中

あまご	すくい網 さお漁（ぎじ釣りを除く。）	第五種共同漁業権内共第509号に係る漁場の全区域	3月1日から 8月31日まで
	ぎじ釣り（1月1日から2月末日まで及び9月1日から12月31日までの期間は、毛ばり釣り及びルアー釣りに限るものとし、かつ、採捕したものを放流しなければならない。）	横山川別府の新錦溪橋から物部川の杉田えん堤まで及び上韮生川の影橋から物部川の杉田えん堤までの区域	3月1日から 9月30日まで
		横山川別府の新錦溪橋から物部川の杉田えん堤まで及び上韮生川の影橋から物部川の杉田えん堤までの区域を除く物部川の杉田えん堤から上流の区域	3月1日から 8月31日まで
	物部川の杉田えん堤から下流の区域		1月1日から 12月31日まで

を

あまご	すくい網 さお漁（ぎじ釣りを含む。）	第五種共同漁業権内共第509号に係る漁場の全区域	3月1日から 8月31日まで
-----	-----------------------	--------------------------	-------------------

に改め、同条に次の1項を加える。

7 第2項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種について、同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内に遊漁を行うことができる。ただし、採捕したものは、放流しなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	ぎじ釣り	物部川の横山川と上韮生川との合流	9月1日から

	点から下流の区域、物部川の香美市物部町別府の新錦浜橋上流端から下流の槇山川、同市物部町久保影の影橋上流端から下流の上葦生川、則友川のかんば谷合流点から下流槇山川合流点までの区域及び桑ノ川の大影谷合流点から下流槇山川合流点までの区域	2月末日まで
--	---	--------

この規則は、令和7年7月18日から施行する。  
 (4) 変更後の遊漁規則の施行の日  
 令和7年7月18日

第6条第1項中「1,000円」を「2,000円」に改め、同条第2項の表中「3,000円」を「4,000円」に、

「

500円	500円
------	------

」

を

「

1,000円	500円
--------	------

」

に改め、同条第3項の表中

「

12,000円
---------

」

を

「

12,000円（75歳以上の者にあつては、8,000円）
------------------------------

」

に改め、同条第6項中「3,000円」を「4,000円」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和8年2月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年10月1日

2 嶺北漁業協同組合 内共第510号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

嶺北漁業協同組合 長岡郡本山町本山530番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第510号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第2項の表中「同町と長岡郡本山町との境界の」を削り、「同町寺家」を「長岡郡本山町寺家」に改める。

附則として次のように加える。

高知県告示第492号

室戸市吉良川町及び羽根町の各一部地区、南国市亀岩の一部地区、四万十市鍋島及び竹島の各一部地区並びに高岡郡四万十町中神ノ川、口神ノ川及び大向の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月18日

高知県知事 濱田 省司

1 調査を行った者の名称

- (1) 室戸市
- (2) 南国市
- (3) 四万十市
- (4) 四万十町
- (5) 芸東森林組合

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 室戸市吉良川町の一部  
令和元年度及び令和2年度
- (2) 南国市亀岩の一部  
令和4年度及び令和5年度
- (3) 四万十市鍋島及び竹島の各一部  
令和4年度及び令和5年度
- (4) 高岡郡四万十町中神ノ川、口神ノ川及び大向の各一部  
令和4年度及び令和5年度
- (5) 室戸市羽根町の一部  
令和4年度及び令和5年度

3 成果の名称

- (1) 室戸市地籍図及び地籍簿
- (2) 南国市地籍図及び地籍簿
- (3) 四万十市地籍図及び地籍簿
- (4) 四万十町地籍図及び地籍簿
- (5) 室戸市地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

令和7年7月18日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により東洋町から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

令和7年7月18日

高知県知事 濱田 省司

1 都市計画の種類

東洋都市計画下水道

2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び東洋町役場

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第7号

教育委員会事務局  
県立学校

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年7月18日

高知県教育長 今城 純子

県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令

県立学校事務処理規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表28の項中「100万円」を「200万円」に改め、同表29の項中「250万円」を「400万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年7月18日から施行する。

教育長訓令

高知県教育長訓令第3号

事務局  
各事務所  
各教育機関

教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年7月18日

高知県教育長 今城 純子

教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

教育機関等の長に対する事務委任規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第21号中「100万円」を「200万円」に改め、同項第22号中「250万円」を「400万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年7月18日から施行する。

高知県教育長訓令第4号

教育委員会事務局  
各県立学校

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年7月18日

高知県教育長 今城 純子

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

県立学校長に対する事務委任規程（平成4年3月高知県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第26号中「100万円」を「200万円」に改め、同項第27号中「250万円」を「400万円」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年7月18日から施行する。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第19号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

令和7年7月18日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

1 検定を実施する警備業務の種別及び級

施設警備業務 1級

2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所

(1) 検定の実施日及び開始時間  
令和7年10月29日（水）午前9時

(2) 検定の実施場所

高知市春野町芳原2485番地  
高知県立春野総合運動公園陸上競技場

3 検定の実施予定人員

30人

4 受検資格者

高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 高知県公安委員会から(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として、施設警備業務1級検定受検資格認定書（以下「1級検定受検資格認定書」という。）の交付を受けた者

5 検定の方法

学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験

<p>ア 警備業務に関する基本的な事項  イ 法令に関すること。  ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。  エ 施設警備業務の管理に関すること。  オ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>(2) 実技試験  ア 警備業務対象施設における保安に関すること。  イ 施設警備業務の管理に関すること。  ウ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。</p> <p>6 検定の申請手続  検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。</p> <p>(1) 検定の申請の受付期間  令和7年9月22日（月）から同月29日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までの間とする。</p> <p>(2) 検定申請書等の提出方法  検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署又はその属する高知県内の営業所の所在地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。  なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類等  ア 検定申請書 1通  イ 県内に住所を有する者が住所地を管轄する警察署に提出する場合にあつては住所地を疎明する書面、県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員がその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する場合にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通  ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚  エ 4の受検資格者に該当することを疎明する次の書面 1通  (ア) 4の(1)に該当する者にあつては、施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面  (イ) 4の(2)に該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し</p>	<p>(4) 受検対象者の確定方法  受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。</p> <p>(5) 受検票の交付  受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。</p> <p>7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法  検定を受けようとする者は、検定手数料として、16,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。  なお、納付された検定手数料は、返還しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項  (1) 受検時の服装  警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。  (2) 持参品  ア 受検票  イ 筆記用具  ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽  エ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）</p> <p>9 検定の実施に関する問い合わせ先  高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3024）又は県内の各警察署警備業担当係</p> <p style="text-align: center;">-----  <b>落 札 公 告</b>  -----</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和7年7月18日  高知県警察本部長 岩田 康弘</p> <p>1 落札に係る借入物品の名称及び数量  高知県警察本部通信指令システム 一式  2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4番30号  3 落札者を決定した日  令和7年6月25日  4 落札者の氏名及び住所  三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号  5 落札金額  月額 16,753,055円</p>	<p>6 契約の相手方を決定した手続  一般競争入札  7 政令第6条の公告をした日  令和7年5月9日</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。</p> <p>令和7年7月18日  高知県警察本部長 岩田 康弘</p> <p>1 落札に係る借入物品の名称及び数量  放置駐車違反現場処理端末 一式  2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4番30号  3 落札者を決定した日  令和7年6月25日  4 落札者の氏名及び住所  NX・TCリース&amp;ファイナンス株式会社高松営業所 香川県高松市錦町二丁目6-3  5 落札金額  月額 580,250円  6 契約の相手方を決定した手続  一般競争入札  7 政令第6条の公告をした日  令和7年5月13日</p>
--	---	---

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
令7・6・17	10745	○告示	2	左 (6)	令和7年4月高知県告示第347号	令和6年4月高知県告示第347号